



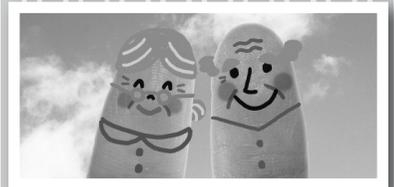
# 特集

## 農家の相続相談対応のヒント

### ① J Aらしい相続サポートの考え方



全国農業協同組合中央会  
基本政策対策室 副主査 鬼丸 秀郷



#### 1 組合員の相続サポートを行うべき理由

「争族」や「相続トラブル」などという言葉がたびたびテレビや雑誌等で取り上げられるようになりました。実際に、家庭裁判所に持ち込まれる「遺産分割」紛争は増加傾向にあり、さらにその詳細を見ると、遺産額が数千万円以下であるケースも多々みられます。ごく一般的な家庭でも、かけがえのない親族間で骨肉の争いが起きているのです。

「相続」という言葉には、「受

け継ぐ」という意味があります。先祖から受け継いだ大切な資産や農業経営を、次の世代に受け継がせることであり、争うようなことがあつては、組合員の大切な暮らしも農業も、その根底から失われ、戻すことは困難ともなりかねません。

誤解されやすいのですが、相続は、「相続税」が発生する・発生しないに関係なく、必ず行わなければならないことを忘れてはなりません。関わるすべての人が、何かの形で、「継承」しなければならぬのです。

すべての J A 組合員が、その

配偶者・子息等の幸せな暮らしのために、「わがこと」として相続に向き合い、準備し、限られた時間の中で対応していく必要があります。

また、組合員の相続は、何より組合員自身にとって重要であることは言うまでもありませんが、昨今の J A グループにとっても重要性を帯びていることを認識しなくてはなりません。

それは、J A グループを構成する組合員の年齢構成・分布により明らかです。

図表1の年齢構成によれば、今後五年〜一〇年で、J A 系統

内ではかつてない数の相続が生じると想定されます。

J A グループでは、特に昭和一〇年代生まれまでの組合員を「第一世代組合員（平成三〇年現在で、七〇歳半ば以上の組合員）」と言います。それが最もコアな層で約一八七万人おり、J A グループの現正組合員の半分弱を占めています。また、各事業に閉めるシェアは、図表2のとおりです。

つまり、今後五年〜一〇年の間、J A 組合員の相続に J A 役員が的確に向き合えるかどうか、相談に対応できたかどうか



# 特集

## 農家の相続相談対応のヒント

### ② 組合員の傾向を踏まえて 知っておきたい基本知識

#### 1 JAに寄せられる苦情と相談体制の現状

図表1は、JAの実施する相続相談等において、よく聞かれる苦情の一部です。読者のなかにも耳にしたことのある苦情があるのではないのでしょうか。

これらの苦情は、JA内の体制構築や各事業部門の連携を徹底すること、マニュアル等を整備して事前準備や説明を十分に行うこと、次世代との信頼関係のもと家族情報等を取得すること等ができていれば、防げるものばかりであると思います。

また、次頁図表2は、JA全中の実施している「全JA調査」における、「組合員の相続相談対応や経営継承サポート体制の現状」についての質問の回答です。担当者を設置しているJAは、全体の半数以下、専任部署を設置しているJAはおよそ四分の一程度になります。

全体としての取組みおよびその体制構築等は、まだまだ低調な状況にあります。JAによっては、次頁図表3のような万全の体制をすでに構築しているところもあり、また、最先端の相続支援を展開しているJAに

【図表1】JAに対して寄せられた相続に関する苦情の例

- JAで葬儀をしたのに、貯金口座が凍結されていない
- 相続手続きで、信用・共済・経済と何度も足を運ばされた
- 出資の相続手続きをしたのに、被相続人の口座が残っていた
- 農地の相続についてアドバイスをもらえなかった
- JAは他行と比べて書く書類が多い/対応が遅い
- 手続き終了と言われたのに、営農・経済事業の手続きが漏れがあった
- 窓口に行ったら、JA職員からお悔やみの言葉がなかった
- JA職員がプライベートな内容にまで口をはさってきた
- 地元に住んでいる相続人の依頼を優先している
- 相続人の一人が、勝手に被相続人の口座から貯金を引き出した
- JA職員の知識不足により、間違えた対応をした



全国農業協同組合中央会  
基本政策対策室 副主査 鬼丸 秀郷



## 特集

# 農家の相続相談対応のヒント

## ③ 民法（相続関係）のポイント 改正法案

平成三〇年一月一六日、法制審議会が民法（相続関係）の改正要綱案を公表し、改正法の概要が明らかになりました。今国会に改正法案が提出されており、成立すれば公布後一年以内に施行される予定です。本稿では、改正される規定のうち、相続相談に役立つと思われるものについて解説します。

### 1 配偶者の居住を保護するための方策

#### ● 配偶者短期居住権

被相続人の配偶者が、相続開

始時点で被相続人の財産に属した建物に無償で居住していた場合で、その建物を、配偶者を含む共同相続人間で分割するとき

は、遺産分割によって居住建物の帰属が確定した日または相続開始の時から六カ月を経過する日のいずれか遅い日まで、建物について居住権（無償で居住する権利のこと。以下同様）を有することになりました。

また、建物について配偶者を含めずに分割する場合、相続または贈与によって建物の所有権を取得した者が配偶者に対して居住権の消滅の申入れをし、そ

の申入れから六カ月を経過するまで、配偶者には建物について居住権が認められます。

#### ● 配偶者居住権

配偶者が、相続開始時点で被相続人の財産に属した建物に居住していた場合で、次のいずれかに該当する場合、配偶者居住権を取得します。

①遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき

②配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき

③被相続人が配偶者に対して配

偶者居住権を取得させる旨の死因贈与契約があるとき

ただし、建物が被相続人と配偶者以外の第三者との共有となっていた場合、配偶者居住権が成立しないので、この点に注意する必要があります。

配偶者居住権は登記することによって第三者に対抗することができます。建物所有者は配偶者居住権の登記義務を負い、配偶者が対抗要件を備えられるようにしています。

もし、今住んでいる建物に、配偶者が長期的に住めるようにしておきたいと考えるのであれば

虎門中央法律事務所  
弁護士 中村 克利

2006年弁護士登録。  
2013年から2015年まで、  
財務省関東財務局統括法  
務監査官として信用金  
庫・組合、第二種金融商  
品取引業、貸金業、少額  
短期保険業等の監督・検  
査行政に携わった。現在  
も金融・証券分野に注力  
している。





やさしく読み解く

## 「顧客本位の業務

# 運営に関する原則」

岩田合同法律事務所  
パートナー弁護士 鈴木 正人

2002年弁護士登録。2010年ニューヨーク州弁護士登録。同年から2011年末まで金融庁・証券取引等監視委員会事務局 証券検査課課長補佐、専門検査官。主に金融機関向けに金融・証券規制・情報法等の助言、コンプライアンス支援、反社会的勢力・マネー・ローンダリング対応などを行っている。



**最** 近の金融業界におけるキーワードとして、「フィデューシャリー・デューティー（顧客本位の業務運営）」というものがあります。新聞や雑誌等でこの言葉を見かけることも多いのではないのでしょうか。

金融庁は、平成二十九年三月三〇日、

「顧客本位の業務運営に関する原則」

（以下、「FD原則」という）を確定し、

公表しました。近時の金融行政のもと

では、金融機関がフィデューシャリー

・デューティーを果たすことが期待

されています。

フィデューシャリー・デューティー

の概念は、一般に、英米法における信託契約等に基づく受託者が負うべき義務を指しますが、金融庁はより広く、「他者の信認に應えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称」の意味で用いています。

FD原則は、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行うすべての金融機関等（以下、「金融事業者」という）が、インベストメント・チェーンにおける各役割を認識して顧客本位の業務運営に努めるとの考

えに基づき策定されました。そしてこれは、新たな法的義務を課すものではなく、同日に金融庁から公表されたパブリックコメントへの回答「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」（以下、「本回答」という）<sup>23</sup>番、

同運営におけるベスト・プラクティスを目指すうえで有用と考えられる事項を示し、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」を採用しています。

適用対象は金融事業者であり、J A系統金融機関も含まれます。

金融事業者がFD原則を採択する場合には、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針の策定・公表、そのうえでの方針に係る取組状況の定期的な公表、当該方針の定期的な見直し<sup>2</sup>が求められます。また、後述する原則<sup>2</sup>から7までに定められた内容を実施する場合にはその対応方針を、一部の原則を実施しない場合にはその理由や代替策を、わかりやすい表現で盛り込むことが求められます。

なお、金融庁が同日に公表した『顧客本位の業務運営に関する原則』の定着に向けた取組み<sup>3</sup>では、投資対象を特定の種類の資産に限定したテーマ型の商品が依然販売額上位の銘柄の多く